

書面審議による方法で通常総会を開催。

**開催日程：令和7年5月20日から
令和7年5月30日まで**

※審議結果については、**令和7年6月2日**に
会員機関に対し周知。

○協議会を構成する幹事機関、関係団体及び市町村

- ・国土交通省北海道開発局（幹事機関）
- ・法務省札幌法務局（幹事機関）
- ・財務省北海道財務局（幹事機関）
- ・北海道（幹事機関）
- ・札幌市（幹事機関）
- ・北海道土地開発公社
- ・北海道弁護士会連合会
- ・北海道ブロック司法書士協議会
- ・北海道行政書士会
- ・日本土地家屋調査士会連合会
北海道ブロック協議会
- ・北海道不動産鑑定士協会
- ・日本補償コンサルタント協会北海道支部
- ・北海道宅地建物取引業協会
- ・全日本不動産協会北海道本部
- ・北海道内179自治体

＜総会での主な決定事項の概要及び情報提供＞

通常総会では、令和6年度の経過報告、令和7年度の活動計画（案）及び会則等の改正について、議題として審議を行い承認された。

主な概要は以下のとおり。

○所有者不明土地問題の意識啓発に資するため、令和4年度に改正された所有者不明土地法の土地政策や所有者不明土地を解消していくための施策等に関する講演会を9月～11月に開催予定（開催方法：WEB）

○所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し等、最新の法令改正内容及び実務に即した内容の講習会を12月に開催予定（開催方法：WEB）

○全国の情勢を把握するため、本省公共用地室や地方整備局等との情報共有に努め、関係士業団体や北海道用対連との連携を図る。

その取組の一つとして、北海道用対連主催の用地事務研修会（一般課程及び土地特化型）の一部講義について、当協議会員が聴講できるよう北海道用対連と連携。

○その他情報提供

- ・所有者不明土地法に基づく制度の活用状況の情報連絡
- ・空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進についての情報連絡（全国の事例紹介）
- ・所有者不明土地等対策事業補助金の主な内容の情報連絡

○会則等改正

- ・協議会幹事の役職変更に伴う改正